

28年度における 固定資産税・都市計画税のあらまし

固定資産税は、毎年1月1日現在、市内に土地・家屋・償却資産を所有する方が、その資産価値に応じて納める税で、税率は1・4%です。

都市計画税は、毎年1月1日現在、都市計画区域内に土地・家屋を所有する方が、その資産価値に応じて納める税で、都市整備などの費用に充てられる目的税です。27年度の税率は0・25%でしたが、28年度は0・24%です。

3年ごとに価格の見直し（評価替え）を行う制度が取られています。直近の評価替えは27年度に行われ、28年度は原則として27年度の価格を据え置きませんが、地価の下落により据え置くことが適当でない場合は下落修正を行います。

28年度においても税負担の公平性という観点から、個々の土地の価格に対する前年度課税標準額の割合（負担水準）の均衡を図る調整措置（負担調整）が継続されます。

価格に対して前年度課税標準額の割合が一定水準以上の土地は税負担が据え置かれたり引き上げられたりする一方、

一定水準以下の土地は引き下げられます。このため、前年度より価格が下がった土地でも、税額は据え置かれたり引き上げられる場合があります。

中高層耐火住宅などの固定資産税都市計画税の納税通知書を発送します

固定資産税・都市計画税の納税通知書を5月2日（月）に発送します。第1期の納期限は5月31日（火）です。

評価額を据え置きます。

28年度においても税負担の公平性という観点から、個々の土地の価格に対する前年度課税標準額の割合（負担水準）の均衡を図る調整措置（負担調整）が継続されます。

価格に対して前年度課税標準額の割合が一定水準以上の土地は税負担が据え置かれたり引き上げられたりする一方、

一定水準以下の土地は引き下げられます。このため、前年度より価格が下がった土地でも、税額は据え置かれたり引き上げられる場合があります。

中高層耐火住宅などの固定資産税都市計画税の納税通知書を発送します

固定資産税・都市計画税の納税通知書を5月2日（月）に発送します。第1期の納期限は5月31日（火）です。

評価額を据え置きます。

28年度においても税負担の公平性という観点から、個々の土地の価格に対する前年度課税標準額の割合（負担水準）の均衡を図る調整措置（負担調整）が継続されます。

価格に対して前年度課税標準額の割合が一定水準以上の土地は税負担が据え置かれたり引き上げられたりする一方、

一定水準以下の土地は引き下げられます。このため、前年度より価格が下がった土地でも、税額は据え置かれたり引き上げられる場合があります。

中高層耐火住宅などの固定資産税都市計画税の納税通知書を発送します

固定資産税・都市計画税の納税通知書を5月2日（月）に発送します。第1期の納期限は5月31日（火）です。

市税などの納付には

口座振替をご利用ください

口座振替制度は、指定した金融機関等の口座から納期限の日に自動的に期別分を引き落とす制度です。金融機関等に支払いに行く手間が省け、納め忘れがなくなるなどの利

点がありません。ぜひご利用ください。

利用できる市税など

市民税・都民税（普通徴収分）、固定資産税・都市計画税

利用可能な市税など

市民税・都民税（普通徴収分）、固定資産税・都市計画税

利用できる市税など

市民税・都民税（普通徴収分）、固定資産税・都市計画税

利用できる市税など

市民税・都民税（普通徴収分）、固定資産税・都市計画税

利用できる市税など

市民税・都民税（普通徴収分）、固定資産税・都市計画税

利用できる市税など

市民税・都民税（普通徴収分）、固定資産税・都市計画税

夜間・休日納税相談窓口を 開設します

夜間と休日に納税相談窓口を開設します。市民税・都民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税などの市税の納め忘れはありますか。平日の相談が困難な方は、ぜひこの機会をご利用ください。

4月23日（土）・24日（日）のいずれも午前9時～午後4時

【会場】夜間・休日のいずれも納税課（市役所2階）

【その他】介護保険料、保育園保育料、学童保育料は、納付書を持参していただければ領収します

※相談の場合は、事前に来庁の日時をご連絡ください。

4月23日（土）・24日（日）のいずれも午前9時～午後4時

【会場】夜間・休日のいずれも納税課（市役所2階）

【その他】介護保険料、保育園保育料、学童保育料は、納付書を持参していただければ領収します

※相談の場合は、事前に来庁の日時をご連絡ください。

4月23日（土）・24日（日）のいずれも午前9時～午後4時

【会場】夜間・休日のいずれも納税課（市役所2階）

【その他】介護保険料、保育園保育料、学童保育料は、納付書を持参していただければ領収します

※相談の場合は、事前に来庁の日時をご連絡ください。

4月23日（土）・24日（日）のいずれも午前9時～午後4時

【会場】夜間・休日のいずれも納税課（市役所2階）

【その他】介護保険料、保育園保育料、学童保育料は、納付書を持参していただければ領収します

※相談の場合は、事前に来庁の日時をご連絡ください。

4月23日（土）・24日（日）のいずれも午前9時～午後4時

【会場】夜間・休日のいずれも納税課（市役所2階）

【その他】介護保険料、保育園保育料、学童保育料は、納付書を持参していただければ領収します

※相談の場合は、事前に来庁の日時をご連絡ください。

4月23日（土）・24日（日）のいずれも午前9時～午後4時

【会場】夜間・休日のいずれも納税課（市役所2階）

【その他】介護保険料、保育園保育料、学童保育料は、納付書を持参していただければ領収します

※相談の場合は、事前に来庁の日時をご連絡ください。

【日時】夜間納税相談窓口

4月27日（水）午後8時～

まで▼休日納税相談窓口

【注意】納税証明書の発行はできません

詳しくは納税課 ☎470・7730へ。

【注意】納税証明書の発行はできません

詳しくは納税課 ☎470・7730へ。

【注意】納税証明書の発行はできません

詳しくは納税課 ☎470・7730へ。

【注意】納税証明書の発行はできません

詳しくは納税課 ☎470・7730へ。

特別徴収（年金天引き）の方へ

介護保険料・仮徴収のご案内

介護保険料は、毎年7月に住民税の課税内容などを基に決定します。そのため、特別徴収（年金からの天引き）の4月・6月・8月の保険料は仮徴収として、2月と同額を納めていただきます。

28年度の介護保険料は、7月中旬に発送予定の介護保険料額決定通知書（兼納入通知書）で、お知らせします。

7月に保険料が決定した後、年間保険料額と仮徴収額との差額を、10月・12月・翌年2月の3回に分けて納めていただきます。

28年度の介護保険料は、7月中旬に発送予定の介護保険料額決定通知書（兼納入通知書）で、お知らせします。

特別児童扶養手当・特別障害者手当などのご案内と各手当額をお知らせします

28年度から、特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当の各手当額が改定されました。

特別児童扶養手当

20歳以上で、重度の障害があるため、日常生活に常時特別の介護が必要な方（おおむね身体障害者手帳1・2級程度）で、それが重複している方または、それらと同等の疾病、精神障害の方、に支給されます。

【手当月額】1級11万5000円、2級10万0000円、3級8万5000円

特別障害者手当

20歳以上で、重度の障害があるため、日常生活に常時特別の介護が必要な方（おおむね身体障害者手帳1・2級程度）で、それが重複している方または、それらと同等の疾病、精神障害の方、に支給されます。

【手当月額】1級11万5000円、2級10万0000円、3級8万5000円

特別児童扶養手当

28年度から、特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当の各手当額が改定されました。

特別児童扶養手当

20歳以上で、重度の障害があるため、日常生活に常時特別の介護が必要な方（おおむね身体障害者手帳1・2級程度）で、それが重複している方または、それらと同等の疾病、精神障害の方、に支給されます。

【手当月額】1級11万5000円、2級10万0000円、3級8万5000円

特別障害者手当

20歳以上で、重度の障害があるため、日常生活に常時特別の介護が必要な方（おおむね身体障害者手帳1・2級程度）で、それが重複している方または、それらと同等の疾病、精神障害の方、に支給されます。

【手当月額】1級11万5000円、2級10万0000円、3級8万5000円

特別障害者手当

28年度から、特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当の各手当額が改定されました。

特別障害者手当

20歳以上で、重度の障害があるため、日常生活に常時特別の介護が必要な方（おおむね身体障害者手帳1・2級程度）で、それが重複している方または、それらと同等の疾病、精神障害の方、に支給されます。

【手当月額】1級11万5000円、2級10万0000円、3級8万5000円

障害児福祉手当

20歳以上で心身に障害のある方（身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・3度、脳性まひまたは進行性筋萎縮症の方に支給されます。ただし、施設に入所している方、65歳以上で新たに手帳を取得した方は支給できません。

【手当月額】6万円

心身障害者福祉手当

28年度から、特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当の各手当額が改定されました。

心身障害者福祉手当

20歳以上で心身に障害のある方（身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・3度、脳性まひまたは進行性筋萎縮症の方に支給されます。ただし、施設に入所している方、65歳以上で新たに手帳を取得した方は支給できません。

【手当月額】6万円

子育てに関する利用者支援事業を行っています

市では、子育て中の方や妊婦の皆さんが、主に「保育に関する施設」や「地域の子育て支援事業」の中から、必要な支援を選択して円滑に利用できるように、窓口で利用者支援員が情報提供・相談・助言などを行う「利用者支援事業」を実施しています。

「どんなサービスがあるのか知りたい」というときなど、利用者支援員へ気軽に問い合わせてください。

詳しくは子育て支援課子ども政策担当（利用者支援員）☎470・7740へ。

建築制限条例の一部を改正します

27年11月19日以上の原地区地区計画の変更に伴い、「東久留米市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の一部改正し、28年3月30日から施行しました。

この改正では、同地区計画の全面見直しに伴い、「建築物等に関する事項」のうち、建築物の用途の制限や高さの最高限度など、特に重要な規定を新たに定めました。

詳しくは都市計画課土地利用計画担当 ☎470・7782へ。

27年11月19日以上の原地区地区計画の変更に伴い、「東久留米市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の一部改正し、28年3月30日から施行しました。

この改正では、同地区計画の全面見直しに伴い、「建築物等に関する事項」のうち、建築物の用途の制限や高さの最高限度など、特に重要な規定を新たに定めました。

詳しくは都市計画課土地利用計画担当 ☎470・7782へ。